

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>令和元年に公布（施行期日：公布の日から5年以内で政令で定める日）された改正住民基本台帳法により、新たに国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした附票本人確認情報を国外転出者に限り、利用することが可能となる。</p> <p>これに伴い、附票本人確認情報を利用することができる県の事務を定める等のため、この条例の一部を改正する。</p>	
施行日	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号の政令で定める日から施行する。ただし、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。</p>
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	